

境界における習俗とふなどの神

井 手 至

一 境界神としての「ふなどの神」

上代の文献『記・紀』『万葉集』『風土記』や『延喜式』祝詞などは、境界神とその習俗について、色々の情報を与えてくれる。上代における境界にいます神々としては、神世七代の神々のうちの「うひぢにの神、すひぢにの神、つぐひの神、いくぐひの神」など、また、「八衢彦・八衢姫、衢の神、くなどの神、ふなどの神、道の神、道祖の神、手向の神、道返の大神、猿田彦」など、多くの神々の名があげられる。このうち、「くなどの神、ふなどの神」は、猿田彦がそうであったように境界防塞神であると同時に、その反面、嚮導神としての性格も併わせ有する境界神である。最近刊行の小学館の『日本書紀』のテキスト^[1]には、「くなどの神」は、「来るな」の神、「ふなどの神」は、「経るな」

の神の意だと、いまだに旧説によって頭注が加えられている。このような語源解は、二次的語呂合わせとしては面白けれども、それは所詮、語源俗解にとどまるもので、真正の学者語源としては、右のような解釈はとうてい認められる質のものではない。かつて私は、『岩波古語辞典』の同趣の語義解説を疑問として、「くなどの神」は、道の曲り角にあつて境界を防塞する境界神であり、「ふなどの神」は、船着き場にあつて境界を防塞する境界神であろうと論じたことがあるが、そこでは「ふなどの神」についての論述がやや不足していたかとも思われるので、本稿では特に、「ふなどの神」について、その神が、船着き場にあつた境界神であることを論証しておきたい。

「ふなどの神」については、『古事記』に、
到^二坐筑紫日向之橘小門之阿波岐原^一而、禊祓也。故於^二

投棄御杖^一所成神名、衝立船戸神。(上巻、伊耶那岐命
黄泉国訪問条)

とあり、また『日本書紀』に、

因曰、自^レ此莫^レ過、即投^二其杖^一。是謂^二岐神^一也。……

岐神、此云^二布那斗能加微^一。(神代紀上、第六の一書)
とある。『記・紀』ともに、「ふなとの神」が投げ棄てられ
た杖に成る神とする点は同一だが、『書紀』では「ふなとの
神」が境界防塞の勢能を有する神であることを明らかにし、
『古事記』では、橋の小門の橋原が宮崎市の大淀川北岸、
橋の江田神社付近の小さい渡し場の意であるとすれば、「ふ
なとの神」が渡し場の神であることをはっきりと示してい
る。

おそらく、「ふなと」「と」は清音の語源は「舟^{ふなと}処」(「と」
は特殊仮名遣甲類)であって、船着き場を意味するものと思
われる。

同じ語構成の語に、

くまと(隈^{くま}処)——「久麻刀」(万葉、四三五七)

くみど(隠^{くみ}み処)——「久美度」(記、神代)

こもりど(隠^{こも}り処)——「隠^{こも}処」(万葉、二四四三)

さねど(さ^さ寝^ね処)——「左^さ衾^ね度」(万葉、三四八九)

たちど(立^たち^ち処)——「多^た知^ち度」(万葉、三五四六)

ねやど(寝^ね屋^や処)——「寝^ね屋^や度」(万葉、八九二)

やど(屋^や処)——「屋^や度」(万葉、三七四七)
など、類例が多い。

このような「ふなと」の語義解釈は、「ふなとの神」が水
上交通の要衝である港や渡し場の神であったことを名義の
上からも明らかにするものといえよう。

二 地名などの「ふなと」(と)」

現代語に「ふなと(と)」という語は一般には用いられな
いけれども、方言や地名としては現代でも用いられている。
『日本方言大辞典』⁽³⁾によれば、茨城県稲敷郡、同北相馬郡
川原代村や、また長野県下伊那郡などにおいて、「ふなと」
が渡し場の意に用いられているとされていることである。

地名としては、まず福島県会津坂下町に「船渡」がある。
その昔、只見川の渡船場のあったところで、いま片門橋が
架かっている。山形県西置賜郡小国町の余目川と荒川との
合流点、尻無沢浴いにも「船渡」の地名があり、昔、渡船
場のあった場所にいま沖庭橋が架かっている。千葉県香取
郡東庄町舟戸は、利根川の支流大塚川の干潟町に隣接する
地区で、『日本地名大辞典』⁽⁴⁾によれば、やはり船渡し場があ
ったところであるという。埼玉県越谷市船渡は、大落古利
根川右岸にあたり、平新川と新方川とに挟まれた地区。こ
も昔、船渡し場があったところと伝える。長野県飯田市

舟渡は、天竜川下りの時又橋の対岸にあたり、いま川の兩岸を結ぶ天竜橋が架かっている。こゝも確かに渡船場に来する地名と考えられる。このほか、愛知県豊橋市船渡町は、梅田川左岸にあり、いま県道（豊橋田原線）の橋が架かっており、奈良県王寺町船戸も、現在国道（二五号線）の橋（昭和橋）が架かる地点にある。王寺の「船戸」は舟戸の渡しに基づく地名といわれるが、豊橋の場合も同様であらう。

四国に飛んで、高知県は「ふなど（と）」の地名が多いところである。まず長岡郡大豊町舟戸は、吉野川の支流舟戸川が本流に流れ込む地点にあり、川向うの寺内村とを結ぶ渡し場があった。また土佐市甲原の「舟戸」は、国道（五六号線）が甲原川を渡るところにあるが、中村市具同の「舟戸」も、四万十川に支流中筋川が合流するところにある、いま渡川大橋が架かっている。地形から見ていずれも昔、渡し場が設けられていた地点であつたと思われる。鳥取市江津町舟戸は、袋川と千代川の合流点にあり、国津の船着き場があつたことに基づく地名であらうと考えられる。愛媛県東宇和郡野村町舟戸では、鹿野川ダム建設のため様子が変っているが、黒瀬川に支流の惣川（一名、舟戸川）が合流する辺りに今も川舟が停泊しており、舟戸橋が架かっている。徳島県山川町舟戸は、吉野川右岸にあり、いまそ

の右岸の国道一九二号線と左岸とを結ぶ岩津橋が架かっている。昔、渡し場があつた地点と考えられる。

日本全国には、なお「ふなど（と）」の地名がいくつも分布するが、これまでの考察によって、地名「ふなど（と）」は、いずれもかつて船着き場や渡し場がそこにあつたことに基づく命名と考えてよいであらう。かくて、以上に述べた方言や地名の「ふなど（と）」の調査によって、「ふなどの神」の「ふなど」がかつて確かに船着き場の意に用いられていたことが明らかになつたかと思う。

三 渡し場と境界神

大井川の渡しにある神の社をはじめ、旧東海道の渡し場には関所のほか、神を祀る社のあつたところが多いが、これも元來は境界防塞の意義があつたかと思われる。三重県桑名市東方の旧舟戸村は、長良川の渡し場が近くにあつたところで、船着町の尾野神社境内に船着き松があるのはそのためという。このことから渡船場と神社との結びつきが密接であつたことが考えられる。高知県東津野村舟戸は、四万十川の源流に近いところで、源流の不入山に祀られた船戸神社が地名の由来であるという。また、愛知県津島市船戸町は、天王川公園のすぐ東にあたり、湾入した天王川畔には御嶽神社がある。高野山に通じる街道の起点にあつた

る和歌山県那賀郡岩出町舟戸には、すでに述べたことがあるように、いま紀の川を渡るJ R西日本の和歌山線の鉄橋が架かっており、左岸には近くに弁財天社が祀られている。

このほか、国津、難波を守護する津守氏の祭祀する住吉神社をはじめ、海津、渡船場に神を祀る社のある例は多く、岐阜県吉城郡神岡町船津には、高原川（支流の山田川）の橋のたもとに大津神社が鎮座し、福井県鯖江市船津には、多岐に流れる日野川中流右岸に船津神社が祀られている。

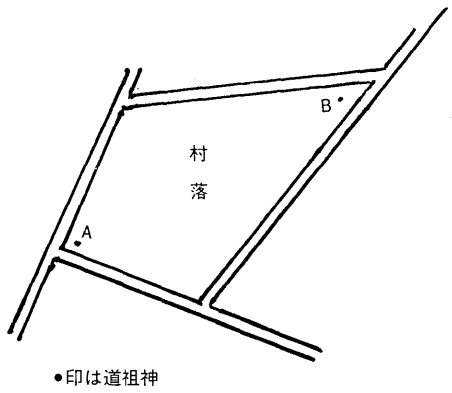
また、清流緑川の中流、現在安津橋の架かる熊本県甲佐町船津には、今も橋下に川舟の姿があり、船津阿蘇神社の宮山社が岸辺の丘の上にある。ほかに変わったところでは、J R東海の中央線南木曾駅なぎせの近く、木曾川に架かる古い大同電力読書橋（通称、桃介橋）には、川の中央の中洲に渡しわたの昔を偲おもばせる氏神社があるため、橋の途中に氏神にお参りするための階段がつけてあるなど、かつては渡し場と神社との結び付きが強かったことが推察される。今は忘れ去られているけれども、昔はこれらの神社に村の人々の境界防塞の願いがこめられていたことが想像される。

四 境界防塞の習俗

境界神は、船着き場や渡し場のみならず、国境くにさかいの道路や村落の入口などにも祀られた。いうまでもなく、国郡や村

落への入口は決して港に限られるものではない。境界をなす道路沿いには境界神が祀られた。

東北地方との国境、白河の関は、平安以降、白坂道の方に移ったが、そこには境の明神社が県境を挟んで二社（二所明神社）あり、福島県（西白川郡）側と栃木県（那須郡）側の両方から祭祀されている。国境などに設けられた規模の大きい境界神の社の現況については多くの例が集められて報告されているので、原田敏明、林正巳両氏の著述(8)に譲るが、ここで注意すべきは、もっと身近かな村落に祀られる境界神が、往々にして村落の周辺の、いずれも村への入



口となる十字路やT字路(図のA)、Y字路(図のB)の傍らに祀られるところから、曲処くまどの神と称されるようになっていたことである。

ところで、境界神祭祀の多くは、古くは今日風の神社(社殿形式)によるものではなかった。境界に立つ岩石や樹柱盛り砂や石積みなどによる祭祀が一般的に古くから行われてきたらしい。

『延喜式』祝詞には、「大八衢にゆつ磐群の如く塞り坐す八衢比古・八衢比売・久那斗くなた」(道饗祭)の神とあり、神世七代の「つのがひの神、いくぐひの神」は、境界に立てられた生木の棒杵なまきの神であつたし、また、「うひちにの神、すひちにの神」は、盛り砂の境界神であつたと考えられる。

「う、す」は、それぞれ大野晋氏の推定のように「植う、据う」の語基で、神名はそれぞれ「植泥土神、据泥土神」の意であり、具体的には、今日、京都の上賀茂神社に伝えられる社殿の前の立砂たてすなと同じ質のものであつたであろう。商家などの入口の左右に塩を盛って不浄の侵入を防ぐ盛り塩も、これと同質の習俗で、それはさらに次の石積みによる境界習俗にもつながつてゆく。

五 「ふなと」の石積み

塞さいの神(道祖神)の祭祀を石積みで行うところは、岩手

県三陸海岸をはじめとして、日本全国に散在するが、朝鮮においても道祖神的な一面をもつ城隍神の祭祀は石積みのある城隍祠じやうりで行われた。石積みが境界防塞の呪力をもつ境界神と考えられたことがこれらの習俗によって知られるが、この石積みの習俗は港や渡し場、つまり「ふなと」においても行われてきたように思われる。

越中から飛騨に越える国境の、籠の渡しで有名な神通川沿いの、富山県婦負郡細入村猪谷いのた(関所跡あり)から神峽橋(昭和二三年開通以前は鉄道橋あり)を渡つたところにある上新川郡大沢野町舟渡の素蓋鳴神社の奥社にも、参道の鳥居脇に左右一対の石積みがある。石積みが鳥居と同様の神域を限るものであることは、類例が、鳥居の根元に石積みする対馬の銀山上神社(長崎県下県郡久根田舎)などにも見いだされるので確かであるが、この石積みのある奥社と「ふなと」(船着き場)との関係はさだかでない。

ここで、「ふなと」との関係で注意したいのは、対馬のヤクマ行事に伴う石積みである。対馬は、山々に囲まれ海浜の僅かに開けた平地に聚落が点在し、古来その村々は舟運で結ばれていたから、聚落の守護神は即ち海から侵入する邪悪なものを防塞する境界神としての性格を備えていた。点在する村々は必ず一社をもち、守護神イコール境界神という古い形態を今も残す地域である。

ヤクマ行事を現在も続けていることで有名なのは上県郡峰町木坂の海神社である。石積みのヤクマの塔は毎年旧六月初午の朝、作りかえられる。その場所は海に近い海神社のさらに海寄りの御前浜という浜辺である。今では、その石積みは「ふなとの神」としての意義や勢能が顧みられなくなってしまうようだが、元来は、寄り物で有名な常陸の大洗磯前神社の波打ち際の岩礁に立つ小鳥居と同じように、海から寄り来る神を迎えるとともに、神域の入口を堅め、邪悪の、境域内への侵入を防塞するためのものであったと考えられる。山一つ越えて隣りの青海の砂浜にも同じ日、ヤクマの塔二基が立てられる。青海のヤクマの石積みの場合、木坂のように神社との関係がはっきりしないが、ヤクマの石積みの作られる場所が、村落より南へ二、三百米も離れたところで、下磯の寄神社寄りであることが注意される。東海岸のヤクマの塔は毎年作りかえられることのない石積みで、上県郡上対馬町五根緒の塔ノ崎海岸にある。そこは、海岸の曾根崎神社の鳥居からさらに波打ち際に降りて行ったところにあたり、岩礁の上に一対の石積み（さらに崩れかけた一対あり）が立っている。この石積みは曾根崎神社と関わりをもち、木坂のヤクマの塔とまったく同じ意義をもつものと考えられる。対馬のヤクマの塔は、また上県郡豊玉町小綱の沖、綱島（中の島）に

も設けられ、やはり小綱神社の鳥居の近くに石積みが築かれるという。ヤクマの塔と同じ石積みは、なお上県郡佐護の佐護湾にある天神多久頭魂神社の境域にも存在する。やはり左右一対の石積みで、もとの参道を挟む形で二組築かれたものらしい。もつとも、新しく後に立てられたかと思われる鳥居があったり、樹叢が茂るにまかせてあったりするため確認が難しい。ただ、この石積みも、佐護の港にあって、邪悪の侵入を防塞し、神域を守護し、さらに広く聚落を守護するためのものと見てくるいはないであろう。

さて、ここで私の興味を引くのは、対馬に對峙する韓国の濟州島の例である。韓国の西南部、全羅南道や濟州島には、建物の入口に立つ道祖像、石爺や、木や石造りの天下大將軍など、境界防塞の古い習俗がまだ残されていて、古代の研究者には魅力ある地域であるが、ここに紹介するのは濟州島竜水里節婦岩の石積みである。それは節婦岩の岩浜の上に築かれているヤクマの塔に酷似する二基の石積みである。この地域は島の南端にあたり、漂着物が多いところであるが、土地の古老によれば、左右一対の石積みは水死体などの漂着を防ぐためのものであるという。韓国では、堂山の大樹の下にある石敢動（立石）が痘瘡の村内への侵入を阻止するなどと言い伝えられているが、浜辺の石積みは、これと同じような勢能をもつものとして意識されてい

ることがわかる。節婦岩の石積み勢能は、まさに「ふなとの神」の勢能だといってよい。同様の石積みは、能登半島沖の袖倉島(はくくらじま)や北海道南西沖の奥尻島にもあり、奥尻島の北端野名前(のなまえ)では海上で遭難者が出るたびに石積みを作るとい(18)う。それはいま、青森県下北郡の恐山(おそり)の塞河原(さいのかわら)の石積み同様、死者の供養のため作るのだと言われているけれども、そこにもと、節婦岩と同質の要素がまったくなかったのかどうか、この場合については今知るすべをもたない。

以上述べてきたように、現在は木杖に成るといふ「ふなとの神」の原姿は失われてしまっているけれども、それともと船着き場や渡し場であったところにある神社や鳥居という形で、また対馬に残されているように石積みという形で伝えられている。特に石積みについては、もと海(水上)からの神を迎え導くためのものであると同時に、また邪悪の侵入を阻止して地域(神域)を守護する勢能をもつものであったらしいことを明らかにし、合わせて境界神としての「ふなとの神」の呼称がとうてい経勿処の意などとは考えられないことを論じた次第である。

注

(1) 小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守『日本書紀』1(『新編日本古典文学全集』)平成六年、四七

頁、五五頁頭注。

(2) 拙稿「上代における道祖神の呼称について」『万葉』九五号、昭和五二年八月。

(3) 尚学図書『日本方言大辞典』下、平成元年、二一〇七頁。

(4) 日本書店『角川地名大辞典』⑩千葉県、昭和五九年、七四七頁。

(5) 同右、⑭三重県、昭和五八年、八九七頁。

(6) 下中邦彦『高知県地名』昭和五八年、四五六頁。

(7) 注(2)に同じ。

(8) 原田敏明「村の境」日本歴史民俗論集『村の生活文化』平成五年所収、八頁—一〇頁、林正巳『峠の民俗地誌——境をめぐって——』昭和五五年参照。

(9) 拙稿『古事記』冒頭対偶神の性格』『論集日本文学日本語』一、昭和五三年。

(10) 注(9)に同じ。

(11) 坂本太郎・家永三郎・井上光貞・大野晋『日本書紀』上(『日本古典文学大系』)昭和四二年、七九頁頭注。

(12) 文化庁『日本民俗地図』Ⅲ、昭和四七年、67道祖神の項、大島建彦『道祖神と地蔵』平成四年、一三頁—二六頁参照。

(13) 韓国の城隍祠はほとんどその姿を消したが、全羅南道金州の近郊、靈岩の玄詠董氏邸内に古い形をとどめていることを確認している。

(14) 左右一対のヤクマの石積みには男女の別があり、頂部に置く棒石と円平石とで区別する。因みに上賀茂神社の立砂も、頂部に挿す松葉の数(三本が男、二本が女)で区別している。

(15) はやく『文徳実録』斉衡三年二月二十九日条に、「常陸国上言、鹿嶋郡大洗磯前、有_レ神新降。」として、漂着神のことを記す。

(16) 藤原茂樹氏の教示による。

(17) 石川県立郷土資料館『海士町・袖倉島』昭和五〇年、三五頁によれば、いま石積みはヤマタメの指標(沖の漁場を知るための目印)として利用されているという。

(18) 「送り火の島——奥尻・野名前——」NHK総合T.V、平成五年八月一九日、午後九時三〇分〜一〇時放映。

付記 本稿は、平成六年五月二一日に行われた上代文学会平成六年度大会の講演原稿に拠るものである。